

第4次大和高田市総合計画 後期基本計画

資料編



大和高田市総合計画後期基本計画意見交換会設置要綱

(設置)

第1条 第4次大和高田市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定に向けて、幅広い意見を求めるため、大和高田市総合計画後期基本計画意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 意見交換会は、後期基本計画の策定に関して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 意見交換会の委員は、13人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内で活動する各種団体の構成員
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 意見交換会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、意見交換会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 意見交換会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 意見交換会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、意見交換会に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 意見交換会の庶務は、企画政策部企画法制課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、会長が意見交換会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年9月3日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後最初に行われる意見交換会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

大和高田市総合計画後期基本計画意見交換会委員名簿

(委員は五十音順)

番号	役職	氏名	所属
1	会長	鹿嶋章	人権教育推進協議会顧問
2	副会長	佐々木央子	男女共同参画推進市民会議委員
3	委員	伊東清隆	市民部長
4	委員	川口精久	企画政策部長兼改革推進局理事
5	委員	阪口治	都市計画審議会会長
6	委員	杵田定美	公募委員
7	委員	谷河照美	財務部長
8	委員	土谷尚敬	教育長
9	委員	中井隆男	商工会議所会頭
10	委員	藤本京子	主任児童委員
11	委員	増田武雄	町総代連合会会長
12	委員	松田秀雄	副市長

大和高田市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第4次大和高田市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定について必要な事項を調査、検討を行うため、大和高田市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前期基本計画の検証及び見直しに関すること。
- (2) 後期基本計画の策定に関すること。
- (3) 実施計画の策定に関すること。
- (4) その他後期基本計画の策定に関し必要な事項の調査検討

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 企画政策部長
- (4) 財務部長
- (5) 市民部長
- (6) 福祉部長
- (7) 保健部長
- (8) 環境建設部長
- (9) 環境建設部理事
- (10) 上下水道部長
- (11) 市立病院事務局長
- (12) 教育委員会事務局長
- (13) 議会事務局長

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 策定委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4次大和高田市総合計画 後期基本計画

第5条 策定委員会の庶務は、企画政策部企画法制課において処理する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

大和高田市総合計画後期基本計画策定委員会委員名簿

	役職名	氏名
委員長	副市長	松田 秀雄
副委員長	教育長	土谷 尚敬
委員	企画政策部長兼改革推進局理事	川口 精久
委員	財務部長	谷河 照美
委員	市民部長	伊東 清隆
委員	福祉部長	永井 規善
委員	保健部長	藤本 精秀
委員	環境建設部長	木綿谷 弘之
委員	環境建設部理事	堂前 圭司
委員	上下水道部長	鳶岡 宏和
委員	市立病院事務局長	磯部 昌淳
委員	教育委員会事務局長	田中 政敏
委員	議会事務局長	川東 巨親

第4次大和高田市総合計画後期基本計画策定の経過

年月日	件名
平成24年6月25日 ～7月3日	中学生アンケート調査を実施
平成24年6月25日 ～7月9日	市民アンケート調査を実施
平成24年9月11日	市民アンケート調査・中学生アンケート調査の集計報告書の作成
平成24年9月26日	第1回大和高田市総合計画後期基本計画意見交換会を開催
平成24年9月26日	第1回大和高田市総合計画後期基本計画策定委員会を開催
平成24年10月24日	第2回大和高田市総合計画後期基本計画意見交換会を開催
平成24年10月24日	第2回大和高田市総合計画後期基本計画策定委員会を開催
平成24年11月27日	第3回大和高田市総合計画後期基本計画策定委員会を開催
平成25年1月11日	第3回大和高田市総合計画後期基本計画意見交換会を開催
平成25年1月11日	第4回大和高田市総合計画後期基本計画策定委員会を開催
平成25年1月18日	第5回大和高田市総合計画後期基本計画策定委員会を開催
平成25年2月1日 ～2月12日	第4次大和高田市総合計画後期基本計画(素案)に関するパブリック・コメントを実施
平成25年2月8日	第4次大和高田市総合計画後期基本計画(素案)及び概要版並びに前期基本計画達成評価を市議会全員協議会で説明
平成25年2月21日	第4回大和高田市総合計画後期基本計画意見交換会を開催

用語説明

あ行

アウトリーチ	「手を伸ばす」という意味であり、普段その分野に触れない人に対して出張等の働きかけを行うこと。
エンパワーメント	「(女性が) 力をつけること」。自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持つ存在となること。
オープン化	コンピュータのハードウェアやソフトウェアの仕様を公開・標準化することで、多様なメーカーの開発した製品を自由に組み合わせて、システムを構築できるようにすること。
オープンシステム	
オープンスペース	都市において、比較的広くてゆとりのある空間

か行

環濠集落	幅4～5メートルの濠を周囲に掘りめぐらせて、かんがいや排水、外敵に備えた集落形態。近畿地方、特に奈良盆地を中心にみられる。
協働	市民と行政が、相互の自主性・主体性を尊重し、互いに理解し合い、役割分担しながら、共通の目的・目標に向かって連携・協力すること。
広域行政	近隣の市町村が連携し、調整を図りながら、合理的で効果的な行政サービスの提供をめざし、事務を共同処理すること。
後期高齢者医療制度	75歳以上の「後期高齢者」全員が加入する公的医療保険制度。平成20年度から開始

さ行

災害時要援護者登録制度	自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難情報の入手、避難の判断又は避難行動等を行うことが困難な方が、災害時における支援を地域の中で受けることができるようにするための制度
ジェネリック医薬品	後発医薬品とも呼ばれる医薬品の特許切れ後に他の製薬会社によって提供される同じ成分の医薬品
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性差
ジョブローテーション	人材育成の観点から計画的に配置転換を行うこと。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって廃棄されるものを最小限に抑える社会
食育	さまざまな経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することのできる人間を育てること。
スローフード	食事や味覚の画一化を招いたファーストフードを再考し、各地に残る食文化や地元の食材を尊重し、将来に伝えていこうとする運動

第4次大和高田市総合計画 後期基本計画

成年後見制度	認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人をつけてもらう制度
セーフティネット	安全網・安全策の意味で、経済的困窮者に対して最低限の生活を続けられるようにする生活保護等の社会保障制度のこと。

た行

地域包括支援センター	高齢者が地域で生活していくために、介護だけではなく医療や財産管理、虐待防止などさまざまな問題に対して総合的な相談を担い、支援していく中核機関のこと。
地球温暖化	生産活動等によって大量に排出された二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に蓄積し、地球全体の温度が上昇すること。今後、集中豪雨や干ばつなどの異常気象、農作物への悪影響による食糧危機など、重大な影響が予想される。
適応指導教室	心理的又は情緒的な原因により登校できない生徒及び児童を対象に、学校生活への復帰を援助するための教室
電子自治体	自治体がICT（情報通信技術）を活用し、市民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取組
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの
ドメスティックバイオレンス	配偶者等による家庭内の暴力

な行

認定こども園	幼稚園と保育所の機能が一体となった新たな施設。保護者の就労形態によって区別することなく、0歳～5歳までの子どもを対象に、教育と保育を行うとともに、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う。
ノーマライゼーション	全ての人々がともに生活し、互いに助け合う社会を実現するために、若者も高齢者も障害のある人もない人も、ともに平等に社会の一員として生活し、活動する地域社会づくり

は行

ハザードマップ	災害危険箇所等を示した地図で、避難場所等の情報も掲載されているものもある。
----------------	---------------------------------------

パブリック・コメント	意見公募手続のことで、公的機関が計画等を策定する際に、事前にその案を公表し、その案に対して住民等から提出された意見を考慮して意思決定を行う手続
汎用受付システム	インターネットを通して、各種申請届出や講座、公共施設の予約申込み等、複数の手続ができるシステム
病診連携・病病連携	「病診連携」とは病院と診療所（かかりつけ医）との連携のこと。「病病連携」とは病院と病院の連携のこと。初期診療や慢性期の継続診療などは診療所（かかりつけ医）が受け持ち、より専門的な治療は医療施設の充実した核となる病院が受け持って、いろいろな機能を持つ医療機関がお互いの得意なところ、役割を分担し、協力しあってより質の高い医療を効率的に提供していくこと。
ファイルサーバ	使用している記憶装置をネットワーク上の他のコンピュータと共有し、外部から利用できるようにする装置（コンピュータ）
ペープサート	人物の絵などを描いた紙を棒につけたものを使って演じる紙人形劇
母子自立支援員	ひとり親家庭等の福祉の増進を支援するため、必要な相談や指導を行う専門員

ま行

メディカルショートステイ	長期在宅療養患者の在宅医療支援を目的として、大和高田市立病院が在宅では困難な諸検査やケア及び家族の休息を提供する短期間随時入院受入サービス
モータリゼーション	車社会化。自家用車の普及を示す。

や行

ユニバーサルデザイン	子どもから高齢者まで、性別・国籍・人種・障害や能力の有無にかかわらず、全ての人々が使いやすい施設や製品、情報を設計する考え方、また、全ての人々が使える都市や生活環境を計画する考え方
-------------------	--

ら行

ライフサイクル	人の一生の経過を円環として捉え、それをいくつかの過程に分けて説明するもの
ライフステージ	人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階
ライフライン	日常生活に欠かすことのできない、電気・水道・ガス・通信・輸送などの施設・設備

わ行

ワークショップ	「工房」という意味であり、参加者が自由に発言できる環境において行う議論等によってスキルアップや問題解決を行う場
----------------	---

英字

ALT	「Assistant Language Teacher」の略で、外国語指導助手のこと。幼稚園、小中学校、高等学校で外国語の発音指導等を行う。
CT	「Computed Tomography」の略で、コンピュータ断層撮影法のこと。身体にX線をあててコンピュータ処理することで体の内部を画像化する検査
HCU病床	「High Care Unit」の略で、高度治療室のこと。ICU（集中治療室）と一般治療室の中間にあたり、術後間もない患者などを受け入れる。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で情報通信技術のこと。同様の言葉としてITがあるが、ITに比べ、コンピュータの技術と通信の技術がより融合した形で用いられることが多い。
IS値	構造耐震指標のことで、耐震診断の結果、建物の強度・形状・経年劣化の要因等から評価される建物の耐震性能を表す指標。耐震改修促進法では、IS値0.6以上で「地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」とされている。
MRI	「Magnetic Resonance Imaging」の略で、核磁気共鳴画像法のこと。CTと同じく身体内部を画像化するために用いられるが、CTでは得られない情報を得ることができる。
NPO	「Non Profit Organization」の略で非営利組織のこと。民間、一般市民によって自主的に構成された、政府・行政・企業とは独立した営利を目的としない組織・団体のこと。